

中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十四)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。

雇用者給与等支給額	1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表「13」)	12	円
比較雇用者給与等支給額 (25)	2		雇用者給与等支給増加額 (3)-(12) (マイナスの場合は0)	13	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3		中小企業者等税額控除限度額の計算 (7) $\geq 2.5\%$ の場合において、(11) $\geq 10\%$ 若しくは(8) $= (10) > 0$ のとき又は経営 力向上要件を満たすとき $(13) \times \frac{25}{100}$ 同 上 以 外 の 場 合 $(13) \times \frac{15}{100}$ ((7) < 0.015 の場合は0) 中小企業者等税額控除限度額 (14) 又は (15)	14	
継続雇用者給与等支給額 (30の①)	4			15	
継続雇用者比較給与等支給額 (30の②) 又は (30の③)	5			16	
継続雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一 (三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	17	
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5)=0の場合は0)	7			当期税額基準額 $(17) \times \frac{20}{100}$	18
教育訓練費の額	8	円	当期税額控除可能額 (16) と (18) のうち少ない金額 調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の㉓」) 法人税額の特別控除額 (19) - (20)	19	
中小企業比較教育訓練費の額 (35)	9			20	
教育訓練費増加額 (8)-(9) (マイナスの場合は0)	10			21	
教育訓練費増加割合 $\frac{(10)}{(9)}$ (9)=0の場合は0)	11				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額		$\frac{\text{適用年度の月数}}{(22)\text{の前事業年度又は}} \times \frac{\text{前連結事業年度の月数}}{\text{前連結事業年度の月数}}$	比較雇用者給与等支給額 (23) × (24)	
22	23	円	24	25	円
・	・		—		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算	
		適用年度	前事業年度等	前一年事業年度等特定期間	
		①	②	③	
事業年度等又は連結事業年度等	26	・	・	・	・
雇用者給与等支給額	27	(1) 円	(23) 円	円	
同上的うち継続雇用者に係る金額	28				
$\frac{\text{適用年度の月数}}{(26)\text{の③}} \times \text{月数}$	29			—	
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (28) 又は (28) × (29)	30	円	円	円	
中小企業比較教育訓練費の額の計算					
事業年度又は連結事業年度	教育訓練費の額		$\frac{\text{適用年度の月数}}{(31)\text{の事業年度又は}} \times \frac{\text{連結事業年度の月数}}{\text{連結事業年度の月数}}$	改定教育訓練費の額 (32) × (33)	
31	32	円	33	34	円
調整対象年度	・	・	—	円	
・	・		—		
・	・		—		
・	・		—		
計					
中小企業比較教育訓練費の額 (34の計) ÷ (調整対象年度数)	35				

別表六（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の5第2項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「前事業年度又は前連結事業年度²²」の月数が6月に満たない場合（当該月数が適用年度（措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度をいいます。以下同じ。）の月数に満たない場合に限り、）には、措置法令第27条の12の5第6項第2号イ（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）に規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を「国内雇用者に対する給与等の支給額²³」の上段に外書として記載します。この場合において、
- 「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(22)の前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \times 24$ 」²⁴ 中
- 「(22)の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、
- 「比較雇用者給与等支給額²⁵」中「(23)」とあるのは「(23) × (24)」

- + (23の外書)」として計算します。
- 3 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。
- (1) 適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等²⁶」の「前事業年度等^②」の月数とが同じ場合「26」から「30」までの「前一年事業年度等特定期間^③」の各欄は、記載しません。
- (2) 「事業年度等又は連結事業年度等²⁶」の「前事業年度等^②」の月数が適用年度の月数に満たない場合「27」から「30」までの「前事業年度等^②」の各欄は、記載しません。
- (3) 「事業年度等又は連結事業年度等²⁶」の「前事業年度等^②」の月数が適用年度の月数を超える場合「26」から「30」までの「前一年事業年度等特定期間^③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額³⁰」の「前事業年度等^②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額²⁸」の「前事業年度等^②」の金額のうち措置法令第27条の12の5第13項第2号ロに規定する前事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定							
発行済株式又は出資の総数又は総額	a			大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b			人	1	g	
大規模法人の株式保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c		法人等の保有する細		h	
	保有割合 $\frac{c}{a}$	d		%		i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e				j	
	保有割合 $\frac{e}{a}$	f		%	計 (g) + (h) + (i) + (j)	k	
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2 (66.666...%) 以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんので、御注意ください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p>							